

令和2年度

# 人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

# 目 次

I	人事委員会	1
1	委員会の権限	1
2	委員会の構成	2
3	委員会の開催状況	2
II	人事委員会事務局	9
1	組織及び職員の配置	9
(1)	組 織	9
(2)	職員の配置	9
2	事務分掌	10
3	公平委員会事務の受託団体	11
III	任用業務	12
1	競争試験	12
(1)	採用試験	12
ア	試験実施概要	14
イ	試験実施結果	19
2	選 考	25
(1)	採用選考	25
ア	適用根拠規定状況	25
イ	職種別状況	26
ウ	公開選考試験実施結果	27
IV	給与業務	30
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	30
(1)	報 告	30
ア	職員給与等に関する報告	30
イ	人事管理に関する報告	36
ウ	勧告実施の要請	43
(2)	勧 告	44
ア	職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正	44
イ	改定の実施時期	44
2	給与の支払監理の実施状況	44
3	給与関係規則等の制定及び改正の状況	45

V	公平審査等業務	47
1	公平審査事案の処理	47
(1)	不利益処分についての審査請求の審査	47
ア	県関係	47
イ	受託団体関係	47
(2)	勤務条件に関する措置要求の審査	47
ア	県関係	47
イ	受託団体関係	47
(3)	苦情処理に関する事項	47
ア	県関係	47
イ	受託団体関係	47
(4)	公務災害補償に関する審査	47
2	職員団体等関係事務	48
(1)	職員団体の登録	48
ア	県関係	48
イ	受託団体関係	48
(2)	職員団体等の規約の認証	49
(3)	管理職員等の範囲の指定	49
ア	県関係	49
イ	受託団体関係	50
3	労働基準監督機関の職権行使	50
(1)	労働基準法別表第1による号別区分	50
(2)	ボイラー及び第一種圧力容器の検査	51
(3)	労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況	52
4	勤務時間、休暇等関係規則の改正の状況	53
	(参 考)	
1	歴代人事委員会委員と在任期間（令和3年4月1日現在）	54
2	委員会の構成（令和3年4月1日現在）	56
3	事務局職員名簿（令和3年4月1日現在）	56

# I 人事委員会

## 1 委員会の権限

### (1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
- ク 職員の研修及び人事評価に関すること。
- ケ 職員の苦情を処理すること。
- コ 職員の退職管理に関すること。
- サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使等）

### (2) 準立法的権限

- 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

### (3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。
- ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する審査の請求を審査すること。

## 2 委員会の構成

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	本 間 恵美子	平成30年10月11日～ 令和4年10月10日	(元) 公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長
委員長職務 代 理 者	長谷川 眞 二	平成29年7月8日～ 令和3年7月7日	(元) 島根県地域振興部長
委 員	丑久保 和 彦	令和元年7月26日～ 令和5年7月25日	弁護士

## 3 委員会の開催状況

回	年月日	議 案
第1488回	R2.4.24	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の実施（延期分）について</li> <li>令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）に係る試験の日時等の変更について</li> <li>令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施について</li> <li>令和2年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A日程）の実施について</li> <li>令和2年度島根県職員（島根あさひ社会復帰促進センター診療所看護師）採用選考試験の実施について</li> <li>令和2年度島根県職員（獣医師）採用選考試験及び島根県職員（薬剤師）採用選考試験の実施について</li> <li>令和2年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の実施について</li> <li>人事委員会規則（服務関係）の一部改正について</li> <li>人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</li> <li>教育委員会規則（給与関係）の一部改正について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））に係る採用予定人員等の変更について</li> <li>令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の延期について</li> <li>非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について</li> <li>令和2年職種別民間給与実態調査の実施について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>今後の人事委員会等の開催予定について</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策に係る制度の新設等について</li> </ol>
第1489回	R2.5.27	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>条例案に対する意見について</li> <li>令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施の変更について</li> <li>令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の実施の変更について</li> </ol>

回	年月日	議 案
		<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度島根県職員（島根あさひ社会復帰促進センター診療所看護師）採用選考試験の受験資格の追加について</li> <li>2. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年職種別民間給与実態調査について</li> <li>2. 県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則について</li> <li>3. 定年の引上げについて</li> <li>4. 令和2年度職員採用試験の実施スケジュールについて</li> <li>5. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1490回	R2.6.11	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度島根県職員（島根あさひ社会復帰促進センター診療所看護師）採用選考試験の合格者決定について</li> <li>2. 不利益処分についての審査請求の受理等について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年職種別民間給与実態調査について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 就職氷河期世代支援対策としての職員採用について</li> <li>2. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1491回	R2.6.25	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度警察官採用試験合否判定要領の制定について</li> <li>2. 令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）に係る試験の種目等の変更について</li> <li>3. 人事委員会規則（給与関係）の制定について</li> <li>4. 事務局長専決事項の承認について</li> <li>5. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について</li> <li>6. 解雇予告除外認定申請について</li> <li>7. 宿日直の許可申請について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 島根県人事委員会と任命権者の意見交換について</li> <li>2. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1492回	R2.7.21	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度島根県職員（獣医師）採用選考試験の合格者決定について</li> <li>2. 令和2年度島根県職員（薬剤師）採用選考試験の合格者決定について</li> <li>3. 令和2年度島根県職員（経験者）採用試験の実施について</li> <li>4. 令和2年度島根県職員採用高校卒業程度試験（B日程）及び島根県職員（資格免許職）採用試験の実施について</li> <li>5. 令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施について</li> </ol>

回	年月日	議 案
		<p>6. 令和2年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施について</p> <p>7. 令和2年度島根県職員（船舶乗組員）及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験の実施について</p> <p>8. 職員団体の登録について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について</p> <p>その他</p> <p>1. 島根県人事委員会と任命権者の意見交換について</p> <p>2. 今後の人事委員会等の開催予定について</p>
第1493回	R2.7.30	<p>付議事項</p> <p>1. 令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の合格者決定について</p> <p>2. 宿日直の許可申請について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p>
第1494回	R2.8.20	<p>付議事項</p> <p>1. 令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の合格者決定について</p> <p>2. 令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について</p> <p>3. 令和2年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A日程）の合格者決定について</p> <p>4. 令和2年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の合格者決定について</p> <p>5. 令和2年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について</p> <p>6. 令和2年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の実施について</p> <p>7. 令和2年度島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験（第2回）の実施について</p> <p>8. 条例案に対する意見について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会勧告について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 宿日直勤務の許可について</p> <p>2. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について</p> <p>3. 令和2年職種別民間給与実態調査における月例給の調査の実施について</p> <p>その他</p> <p>1. 島根県人事委員会と任命権者の意見交換について</p> <p>2. 今後の人事委員会等の開催予定について</p>

回	年月日	議 案
第1495回	R 2 . 9 . 18	付議事項 1. 令和2年度島根県職員（U・Iターン型経験者）採用選考試験の実施について 2. 採用試験合否判定要領の改正について 協議事項 1. 人事委員会勧告について 報告事項 1. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について 2. 宿日直勤務の許可について その他 1. 一般職の任期付職員の採用選考試験の実施について 2. 島根県人事委員会と任命権者の意見交換について 3. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1496回	R 2 . 10 . 5	付議事項 1. 令和2年度島根県職員（船舶乗組員）及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験の合格者決定について 2. 教育委員会規則（給与関係）の制定について 3. 人事委員会事務局の育休任期付職員の採用について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1497回	R 2 . 10 . 9	協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1498回	R 2 . 10 . 13	協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1499回	R 2 . 10 . 16	付議事項 1. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について 協議事項 1. 人事委員会勧告について
第1500回	R 2 . 10 . 23	付議事項 1. 人事委員会勧告について 協議事項 1. 令和2年（審）第1号事案について
第1501回	R 2 . 11 . 6	付議事項 1. 人事委員会勧告について 協議事項 1. 令和2年（審）第1号事案について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について



回	年月日	議 案
第1502回	R 2 . 11 . 19	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年（審）第1号事案の裁決について</li> <li>2. 令和2年度島根県職員採用高校卒業程度（B日程）試験の合格者決定について</li> <li>3. 令和2年度島根県職員（資格免許職）採用試験の合格者決定について</li> <li>4. 令和2年度島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験（第2回）の合格者決定について</li> <li>5. 令和2年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について</li> <li>6. 令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施について</li> <li>7. 令和2年度島根県職員（資格免許職）採用試験（第2回）の実施について</li> <li>8. 職員の採用選考について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条例案に対する意見について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般職の任期付職員の採用選考試験の実施について。</li> </ol>
第1503回	R 2 . 12 . 10	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度島根県職員（経験者）採用試験の合格者決定について</li> <li>2. 令和2年度島根県職員（U・Iターン型経験者）採用選考試験の合格者決定について</li> <li>3. 令和2年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の合格者決定について</li> <li>4. 令和2年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について</li> <li>5. 令和2年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験（第1回）の合格者決定について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条例案に対する意見について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1504回	R 2 . 12 . 22	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の合格者決定について</li> </ol>
第1505回	R 3 . 1 . 22	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の合格者決定について</li> <li>2. 令和2年度島根県職員（資格免許職）採用試験（第2回）の合格者決定について</li> </ol>

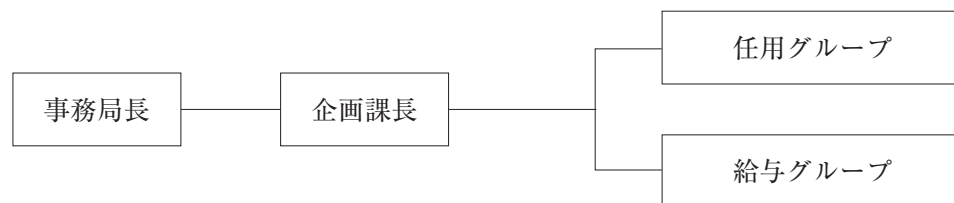
回	年月日	議 案
		3. 令和2年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験（第2回）の合格者決定について 4. 研修、表彰等による昇給の対象となる研修、表彰について 報告事項 1. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について 2. 宿日直勤務の許可について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1506回	R 3 . 2 . 8	付議事項 1. 条例案に対する意見について 2. 職員の採用選考について 協議事項 1. 行政B試験の面接の見直しについて 2. 令和3年度職員採用試験の実施予定について 報告事項 1. 看護師採用における県内4年制大学推薦採用枠について 2. 試験実施の周知及び合格発表の方法について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1507回	R 3 . 2 . 26	付議事項 1. 採用試験合否判定要領の改正について 2. 令和3年度警察官採用試験合否判定要領の制定について 3. 令和3年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の実施について 4. 令和3年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施について 5. 職員の採用選考について 6. 宿日直勤務の許可について 報告事項 1. 令和2年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）について 2. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1508回	R 3 . 3 . 11	付議事項 1. 人事委員会事務局職員の人事異動について 2. 勤務延長の期限の延長について 3. 行政組織の改正等に伴う職務の級及び管理職手当の決定について 4. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について 5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について

回	年月日	議 案
第1509回	R 3 . 3 . 25	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の採用選考について</li> <li>2. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</li> <li>3. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について</li> <li>4. 宿日直勤務の許可について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について</li> <li>2. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>

## Ⅱ 人事委員会事務局

### 1 組織及び職員の配置

#### (1) 組織



#### (2) 職員の配置

(単位：人)

区 分	職 名							計
	局 長	課 長	グループ リーダー	企画員	主 任	主任主事	主 事	
事 務 局 長	1							1
企 画 課 長		1						1
任用グループ			1	1	2		1	5
給与グループ			1	1	1	1		4
計	1	1	2	2	3	1	1	11

## 2 事務分掌

### 企画課

#### (任用グループ)

1. 人事委員会の議事に関すること。
2. 任用制度に関すること。
3. 採用試験に関すること。
4. 選考に関すること。
5. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関すること。
6. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
7. 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
8. 職員からの苦情相談に関すること。
9. 退職管理に関すること。
10. 分限、懲戒及び処分に関すること。
11. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関すること。
12. 文書管理及び公印の管守に関すること。
13. 予算、経理その他庶務事務に関すること。

#### (給与グループ)

1. 給与制度に関すること。
2. 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。
3. 給与の支払監理に関すること。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関すること。
5. 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

### 3 公平委員会事務の受託団体

令和2年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

町 村 名	職 員 数	受託年月日	町 村 名	職 員 数	受託年月日
奥出雲町	243	H17.3.31	吉賀町	100	H17.10.1
飯南町	147	H17.1.1	海士町	69	S41.4.1
川本町	59	S41.4.1	西ノ島町	79	S41.4.1
美郷町	100	H16.10.1	知夫村	35	S41.4.1
邑南町	208	H16.10.1	隠岐の島町	259	H16.10.1
津和野町	129	H17.9.25	計	1,428	

○ 一部事務組合等

一部事務組合等名	事務所の所在地	職 員 数	受託年月日
鹿足郡養護老人ホーム組合	吉賀町六日市263	17	S47.4.1
鹿足郡事務組合	津和野町滝元668	9	S47.11.1
島前町村組合	西ノ島町大字美田2071-1	45	S52.4.1
雲南市・飯南町事務組合	雲南市掛合町掛合1261-3	35	S59.4.1
鹿足郡不燃物処理組合	吉賀町六日市幸地1319	2	S60.7.1
島根県市町村総合事務組合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	6	H5.4.1
邑智郡公立病院組合	邑南町中野3848-2 公立邑智病院内	112	H5.8.1
邑智郡総合事務組合	川本町大字川本332-15	23	H6.8.1
雲南広域連合	雲南市木次町里方1100-6	126	H11.10.1
隠岐広域連合	隠岐の島町都万2016	246	H11.10.1
島根県後期高齢者医療広域連合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	18	H19.4.1
計		639	

※職員数は、令和2年地方公務員給与実態調査による。

# Ⅲ 任用業務

## 1 競争試験

### (1) 採用試験

県職員採用試験については、昭和56年度まで実施していた級別（上級、中級、初級職）試験制度を改め、昭和57年度からは、程度別（大学卒業程度、高校卒業程度）試験を採用して現在に至る。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和59年度から資格免許職試験として実施している。

平成4年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求めた「経験者試験」を実施するほか、平成6年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置（東京：平成3年度～・大阪：平成4年度～）や、募集活動、受験申込みへのインターネットの活用など情報化に対応した取り組みも行ってきている。

平成19年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官（武道）採用試験を新たに実施し、平成20年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成22年度からは、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

平成25年度からは、大学卒業程度試験の「行政」及び「警察事務」区分について、多様な人材が受験しやすくするため専門試験の解答数を40題から20題に減らし、試験時間を120分から90分に短縮した。専門試験の配点を減らすとともに、「行政」区分については第2次試験で討論型個別面接を導入し、集団討論を廃止した。

平成28年度は、受験年齢の見直しを行い、大学卒業程度試験「行政」区分の受験年齢上限を32歳から29歳に引き下げ、経験者採用試験「行政」区分の対象年齢を「25歳～35歳」から「30歳～37歳」に変更したほか、地区別採用試験でも変更を行った。また、経験者採用試験について、幅広い経験を持った多様な人材を確保するため、自己アピール論文試験及び自己PR型個別面接試験を導入し、平成29年度からは経験者採用試験「行政」以外の対象年齢を「33歳～37歳」から「33歳～40歳」に変更した。平成30年度は、9月の資格免許職試験で実施していた診療放射線技師の実施時期の早期化を図り6月に実施、また、経験者採用試験に大阪会場を追加した。

令和元年度は、大学卒業程度試験「行政」区分について第2次試験で討論型個別面接を廃止、集団討論を復活させた。また、高校卒業程度試験「総合土木」では受験者確保のため6月に試験実施するA日程を追加した。経験者採用試験については浜田会場を廃止し、広島会場を追加した。

令和2年度は、教養試験・専門試験がなく、従来の公務員試験対策が必要ない大学卒業程

度採用試験（行政B（自己アピール型））の実施を開始した。また、高校卒業程度試験に「建築」を追加し、資格免許職試験「司書」の受験資格の年齢上限を27歳から29歳に変更した。経験者採用試験については、就職氷河期世代支援対策として、国の集中取組期間である令和4年度試験まで、「行政」の受験対象年齢を就職氷河期世代全ての者が受験可能になるよう引き上げた（令和2年度の上限は50歳）。また、経験者採用試験の松江会場を廃止した。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験（行政Bを除く。）では17区分で実施し、採用予定数は130人と前年の102人を上回り、受験者数も前年を上回った。高校卒業程度試験では8区分で実施し、採用予定者数は38人と前年を下回り、受験者数も前年を下回った。

その他の競争試験としては、資格免許職試験（2区分）と警察官採用試験を実施した。



ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政B（自己アピール型）	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者若しくは平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者	2月20日から3月19日まで	6月28日	7月25、26日 8月1、2日	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3（基礎能力検査のみ）) 自己アピール論文試験	人物試験 個別面接① 個別面接② 集団討論 適性検査
	行政A・化学・心理・児童福祉・保健師・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・機械・電気・精神保健福祉士・警察事務・少年補導・情報処理	[行政A・総合土木] 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者若しくは平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者 [行政A・総合土木を除く試験区分]	5月1日から5月29日まで	6月28日	8月1日から8月7日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 択一式及び記述式120分 (情報処理) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (行政A・警察事務) 個別面接 (行政Aのみ)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政Aのみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	農業・畜産・林業・水産・建築・機械・警察化学・情報処理	昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者若しくは平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者	11月27日から12月21日まで	1月9日から1月10日まで	-	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (畜産) 五肢択一式 30問120分 (農業・林業・水産・建築・機械・警察化学)	-

						択一式及び記述式120分 (情報処理) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 実技試験 (建築のみ)	
高校卒業程度試験	総合土木・建築	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による高等学校在学中の者を除く)	5月1日から5月29日まで	6月28日	8月1日から8月7日まで	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 35問105分 (総合土木) 五肢択一式 30問90分 (建築)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	一般事務・総合土木・建築・学校事務B(出雲)・学校事務A,B(石見)・警察事務	[学校事務A]平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分]平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者	7月29日から8月28日まで	9月27日	10月26日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木・建築)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	臨床検査技師	平成4年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者(取得見込み含む)	7月29日から8月28日まで	9月27日	10月26日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	司書	平成3年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

	臨床検査技師	平成4年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者（取得見込み含む）	11月27日から12月21日まで	1月9日から1月10日まで	－	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査	－
	診療放射線技師	平成4年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者（取得見込み含む）	同上	同上	－	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査	－
経 験 者 採用試験	行政	昭和45年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者	8月5日から9月18日まで	10月18日	11月28日から11月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール論文試験 自己PR型面接試験	人物試験 個別面接 適性検査
	水産	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 記述式 自己アピール論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
警 察 官 (大学卒・ 第1回) 試 験	10月採用男性・10月採用女性	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者（9月30日までの卒業見込者含む）	3月9日から4月17日まで	6月21日	7月12日から7月14日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査① 身体検査② 体力検査

	4月採用男性・4月採用女性・武道	[男性・女性] 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のア及びイに該当する者 ア 平成6年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問150分 特技加点 (武道を除く)	同上
警察官 (大学卒・ 第2回) 試験	男性・女性	[男性・女性] 昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む)	8月5日から 9月25日まで	10月25日	12月6日から 12月8日まで	教養試験 五肢択一式 40問120分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) [武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者	7月29日から 8月28日まで	9月20日	11月2日から 11月3日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

		<p>ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性（ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く）</p> <p>イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、令和3年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上）</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)		受験者数(B)			受験率(B)/(A)		第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数		最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在
				大学卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒		
行政	A	56	男	105	84	1	86	81.9%	66	1	68	65	37	43.0%	2.3	33				
			女	44	30	1	32	72.7%	27	1	29	29	20	62.5%	1.6	17				
			計	149	114	2	118	79.2%	93	2	97	94	57	48.3%	2.1	50				
行政 (自己アビジュアル型)	B	10	男	131	38	1	43	31.8%	11	1	12	12	7	17.1%	5.9	7				
			女	86	36	2	41.2%	14	1	14	13	11	31.4%	3.2	9					
			計	217	74	3	81	35.5%	25	1	26	25	18	23.7%	4.5	16				
化学	学	1	男	3	2		2	66.7%	1		1	1	0	0.0%						
			女	2	1		1	50.0%	1		1	1	1	100.0%	1.0	1				
			計	5	3		3	60.0%	2		2	2	1	33.3%	3.0	1				
心理	理	1	男	3	2	1	3	100.0%	1		1	1	1	33.3%	3.0	1				
			女	7	6		6	85.7%	3		3	2	1	16.7%	6.0	1				
			計	10	8	1	9	90.0%	4		4	3	2	22.2%	4.5	2				
児童福祉	祉	5	男	4	4		4	100.0%	3		3	3	2	50.0%	2.0	2				
			女	6	5		5	83.3%	4		4	4	3	60.0%	1.7	3				
			計	10	9		9	90.0%	7		7	7	5	55.6%	1.8	5				
保健師	師	7	男	11	10		10	90.9%	9		9	9	7	70.0%	1.4	7				
			女	11	10		10	90.9%	9		9	9	7	70.0%	1.4	7				
農業	業	13	男	18	13		13	72.2%	12		12	12	7	53.8%	1.9	4				
			女	4	3		3	75.0%	3		3	3	3	100.0%	1.0	3				
			計	22	16		16	72.7%	15		15	15	10	62.5%	1.6	7				
畜産	産	4	男	5	4	1	5	100.0%	3		3	3	2	40.0%	2.5	2				
			女	5	4		5	100.0%	3		3	3	2	40.0%	2.5	2				
林業	業	7	男	5	4	1	4	80.0%	4		4	4	4	100.0%	1.0	4				
			女	4	3		3	75.0%	3		3	3	3	100.0%	1.0	3				
			計	9	7		7	77.8%	7		7	7	7	100.0%	1.0	7				
水産	産	1	男	2	1		1	50.0%	1		1	0	0	0.0%						
			女	2	1		1	50.0%	1		1	0	0	0.0%						
			計	22	16		17	77.3%	13		14	14	11	70.6%	1.4	11				
総合土木	木	15	男	2	2	1	1	50.0%	1		1	1	1	100.0%	1.0	1				
			女	24	16	2	18	75.0%	13		15	15	2	13	72.2%	1.4	11			
			計	5	4		4	80.0%	2		2	2	2	50.0%	2.0	2				
建築	築	2	男	2	1	1	2	100.0%	1		1	1	1	1	50.0%	2.0	2			
			女	7	5	1	6	85.7%	3		3	3	3	3	50.0%	2.0	2			
			計	3	2		2	66.7%	2		2	2	1	50.0%	2.0	1				
機械	械	2	男	3	2		2	66.7%	2		2	2	1	50.0%	2.0	1				
			女	3	2		2	66.7%	2		2	2	1	50.0%	2.0	1				
			計	3	2		2	66.7%	2		2	2	1	50.0%	2.0	1				

大学卒業程度試験

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数(A)	受験者数(B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				計
電	気	6	男	9	6	1	7	87.5%	5	1	6	5	3	1	4	57.1%	1.8	4	
			女	1	1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	
			計	10	6	2	8	88.9%	5	2	7	6	3	2	5	62.5%	1.6	5	
精神保健福祉士	1	1	男	1	1		1	100.0%	1		1	1	1		1	100.0%	1.0	1	
			女	1	1		1	100.0%	1		1	1	1	1		1	100.0%	1.0	1
警察事務	4	4	男	9	7		7	77.8%	7		7	5	2		2	28.6%	3.5	2	
			女	5	4		4	80.0%	2		2	2	2	2		2	50.0%	2.0	1
			計	14	11		11	78.6%	9		9	7	4		4	36.4%	2.8	3	
少年補導	4	4	男	5	5		5	100.0%	4		4	4	1		1	20.0%	5.0	1	
			女	1	1		1	100.0%	1		1	0	1	1		1	16.7%	6.0	1
			計	6	6		6	100.0%	4		4	4	1		1	100.0%	1.0	1	
情報処理	1	1	男	1	1		1	100.0%	1		1	1	1		1	100.0%	1.0	1	
			女	1	1		1	100.0%	1		1	1	1	1		1	100.0%	1.0	1
			計	2	2		2	100.0%	2		2	2	2		2	100.0%	1.0	2	
農(1月実施)	3	3	男	5	5		5	100.0%					4		4	80.0%	1.3	4	
			女	5	5		5	100.0%					4		4	80.0%	1.3	4	
			計	10	10		10	100.0%					8		8	80.0%	1.3	8	
畜(1月実施)	3	3	男	2	2		2	100.0%					1		1	50.0%	2.0	1	
			女	2	2		2	100.0%					1		1	50.0%	2.0	1	
			計	4	4		4	100.0%					2		2	50.0%	2.0	2	
林(1月実施)	1	1	男	1	1		1	100.0%					0		0	0.0%			
			女	1	1		1	100.0%					0		0	0.0%			
			計	2	2		2	100.0%					0		0	0.0%			
水(1月実施)	1	1	男	2	1		1	50.0%					1		1	100.0%	1.0	1	
			女	1	1		1	100.0%					0		0	0.0%			
			計	3	2		2	33.3%					1		1	100.0%	1.0	1	
建(1月実施)	1	1	男																
			女	0															
			計	0															
機(1月実施)	1	1	男	1	1		1	100.0%							0	0.0%			
			女	1	1		1	100.0%								0	0.0%		
			計	2	2		2	100.0%						0	0.0%				
警察化学(1月実施)	1	1	男	4	1		1	25.0%					1		1	100.0%	1.0	1	
			女	1	1		1	100.0%					0		0	0.0%			
			計	5	2		2	40.0%					1		1	50.0%	2.0	1	
情報処理(1月実施)	1	1	男	1															
			女	1															
			計	2															
合 計	86	86	男	346	204	1	215	62.1%	136	0	141	134	87	0	3	90	41.9%	2.4	82
			女	178	102	3	109	61.2%	68	1	72	70	52	0	2	55	50.5%	2.0	47
			計	524	306	4	324	61.8%	204	1	213	204	139	0	5	145	44.8%	2.2	129

行政B(自己アピール型)を除く試験区分…第1次試験：6月28日 第2次試験：8月1日～7日  
1月実施試験：1月9日～10日(2次試験なし)  
行政B(自己アピール型)…第1次試験：6月28日 第2次試験：7月25日、26日、8月1日、2日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数		最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数
					短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒			
高等学校卒業程度試験	総合土木(6月実施)	6	男	11	2	8	10	90.9%				8	8	7	7	70.0%	1.4	4			
			女	0																	
	計	11	2	8	10	90.9%				8	8	7	7	70.0%	1.4	4					
	建(6月実施)	1	男	0																	
			女	0																	
	計	0																			
	一般事務	13	男	54	1	18	46	85.2%	1	6	12	19	18	3	6	13.0%	7.7	4			
			女	26	1	17	24	92.3%		8	5	13	13	7	10	41.7%	2.4	5			
			計	80	1	44	70	87.5%	1	14	17	32	31	10	16	22.9%	4.4	9			
	総合土木	8	男	18		15	16	88.9%		15	1	16	14	10	11	68.8%	1.5	9			
			女	3		2	2	66.7%		2		2	2	2	2	100.0%	1.0	1			
			計	21		17	18	85.7%		17	1	18	16	12	13	72.2%	1.4	10			
	建	1	男	1		1	100.0%		1		1	1	1	1	100.0%	1.0	1				
			女	0																	
	計	1		1	100.0%																
学校見地区	2	男	15	6	1	3	73.3%	4		1	5	4		2	18.2%	5.5	1				
		女	11	6	1	9	81.8%	2			2	2		2	22.2%	4.5	2				
		計	26	12	2	20	76.9%	6		1	7	6		4	20.0%	5.0	3				
学校見地区	2	男	2		2	100.0%				2	2			0	0.0%		0				
		女	6		4	6	100.0%		1	3	4	4	1	1	33.3%	3.0	2				
		計	8		6	8	100.0%		1	5	6	5	1	2	25.0%	4.0	2				
学校見地区	2	男	3		3	100.0%				3	3			0	0.0%		0				
		女	0																		
計	3		3	100.0%																	
警察事務	3	男	12	1	4	10	83.3%	1	2	1	4	1	1	1	10.0%	10.0	1				
		女	14		7	11	78.6%		1	3	4	1	1	2	18.2%	5.5	2				
		計	26	1	12	21	80.8%	1	3	4	8	2	2	3	14.3%	7.0	3				
合計	38	男	116	8	56	99	85.3%	6	0	29	58	51	15	28	28.3%	3.5	20				
		女	60	6	31	52	86.7%	2	1	14	8	25	11	4	18	34.6%	2.9	12			
		計	176	14	87	151	85.8%	8	1	43	31	83	26	15	46	30.5%	3.3	32			

6月実施試験 第1次試験：6月28日 第2次試験：8月1日～7日  
9月実施試験 第1次試験：9月27日 第2次試験：10月26日～28日



試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		計	短大卒	高校卒			
資格	臨床検査技師	1	男	2	2			100.0%	2			2	0					
			女	0									0					
			計	2	2			100.0%	2			2	0					
資格	司書	2	男	6	2			66.7%	4	1		3	1		1	25.0%	4.0	1
			女	16	4	10			87.5%	14	3		3	1		1	7.1%	14.0
			計	22	6	12		81.8%	18	5	1	6	1	1	2	11.1%	9.0	2
免許	臨床検査技師 (第2回)	1	男	0														
			女	0														
			計	0														
許職	診療放射線技師 (第2回)	1	男	1	1			100.0%	1				1			100.0%	1.0	1
			女	0														
			計	1	1			100.0%	1				1			100.0%	1.0	1
合	計	5	男	9	5	2	0	77.8%	7	4	1	3	1	1	0	28.6%	3.5	2
			女	16	4	10	0	87.5%	14	3	0	3	1	0	0	7.1%	14.0	1
			計	25	9	12	0	84.0%	21	7	1	6	2	1	0	14.3%	7.0	3

第1次試験：9月27日 第2次試験 10月26日～28日  
第2回：1月9日～10日 (2次試験なし)

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数		
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		計	短大卒	高校卒				その他	計
行	政	14	男	147	77	2	5	11	95	24	7	31	30	10	3	13	14.9%	7.3	12	
			女	43	22	8	1	2	33	6	1	7	7	3	3	3	9.4%	11.0	3	
			計	190	99	10	6	13	128	30	7	38	37	13	3	16	13.4%	8.0	15	
水	産	1	男	2	2				2	1		1	1	1		1	50.0%	2.0	1	
			女	0																
			計	2	2				2	1		1	1	1		1	50.0%	2.0	1	
者	合 計	15	男	149	79	2	5	11	97	25	7	32	31	11	0	14	14.4%	6.9	13	
			女	43	22	8	1	2	33	6	1	0	7	7	3	0	3	9.1%	11.0	3
			計	192	101	10	6	13	130	31	1	7	39	38	14	0	17	13.1%	7.6	16

第1次試験：10月18日 第2次試験：11月28日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)		受験者数(B)			受験率(B)/(A)		第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数		最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 R3.5.1現在	
				男子	女子	短大卒	高校卒	その他	計	短大卒	高校卒	その他	計	短大卒	高校卒	その他	計	短大卒				高校卒
大第1(武)	卒1回(道)	1	男	1	0	1	1			100.0%	1	1		1	1		1	1		100.0%	1.0	1
			女	0	1	1	1			100.0%	1	1		1	1		1	1		100.0%	1.0	1
大第1(10月採用)	卒1回	10	男	25	0	25	19			76.0%	19	18		18	16		4	4		21.1%	4.8	3
			女	0	25	25	19			76.0%	19	18		18	16		4	4		21.1%	4.8	3
大第1(10月採用)	卒1回	2	男	0	3	3			0.0%	0												
			女	3	0	3			0.0%	0												
大第4(4月採用)	卒1回	29	男	100	0	100	74			74.0%	74	72		72	66		26	26		35.1%	2.8	14
			女	0	100	100	74			74.0%	74	72		72	66		26	26		35.1%	2.8	14
大第4(4月採用)	卒1回	7	男	0	17	17	12			70.6%	12	12		12	11		5	5		41.7%	2.4	2
			女	17	0	17	12			70.6%	12	12		12	11		5	5		41.7%	2.4	2
大第2	卒回	12	男	102	0	102	63			61.8%	63	50		50	41		12	12		19.0%	5.3	9
			女	0	102	102	63			61.8%	63	50		50	41		12	12		19.0%	5.3	9
大第2	卒回	4	男	0	18	18	10			55.6%	10	7		7	4		1	1		10.0%	10.0	1
			女	18	0	18	10			55.6%	10	7		7	4		1	1		10.0%	10.0	1
高校卒業程度(武)	卒回	1	男	1	0	1	1			100.0%	1			1	1		0	0		0.0%		
			女	0	1	1			100.0%	1			1		1			0	0		0.0%	
高校卒業程度(男)	卒回	17	男	73	0	73	42			76.7%	42	2		2	45		15	4		33.9%	2.9	18
			女	0	73	73	42			76.7%	42	2		2	45		15	4		33.9%	2.9	18
高校卒業程度(女)	卒回	4	男	0	24	24	14			75.0%	14	4		4	10		5	1		33.3%	3.0	5
			女	24	0	24	14			75.0%	14	4		4	10		5	1		33.3%	3.0	5
合計	計	87	男	302	62	364	157			70.9%	141	2		2	170		43	0		29.0%	3.5	45
			女	62	302	364	157			64.5%	19	0		0	25		6	0		30.0%	3.3	8
			計	364	179	543	179			69.8%	160	2		2	195		49	0		29.1%	3.4	53

大学卒(第1回)……第1次試験：6月21日 第2次試験：7月12日～14日  
 大学卒(第2回)……第1次試験：10月25日 第2次試験：12月6日～8日  
 高校卒業程度……第1次試験：9月20日 第2次試験：11月2日～3日

## 2 選 考

職員の採用選考の状況は、(1)のとおりである。

### (1) 採用選考

#### ア 適用根拠規定状況

規 定		部 局		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職員の任用に関する規則	第14条第1号	細則第7条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	人 22 (12)	人 —	人 —	人 20 (20)	人 —	人 42 (32)	
		細則第7条第3号 (海事職)	1	—	2	—	3		
		細則第7条第4号 (研究職の2級以上)	—	—	1	—	1		
		細則第7条第5号～7号、9～11号 (医療職)	9	45	—	—	54		
		第14条第3号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	1 (1)	—	—	4 (4)	5 (5)		
		第14条第4号 (かつて職員であった者)	1	—	—	—	1		
		第14条第5号・9号 (競争試験を行うことが不適当な職)	5	—	—	—	5		
		第14条第8号 (任命権者に委任)	—	—	—	—	—		
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		4	—	—	—	4			
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—			
合 計		43 (13)	45	3	24 (24)	—	115 (37)		

(注) ( )内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

規 定	部 局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
	行 政 職	部・次長級	3				
課長級		2			1		3
グループリーダー		2					2
企画員		2					2
主任・主任主事・主任技師・主事・技師級		20	2				22
計		29	2			1	32
公 安 職	警 視				1		1
	警部・警部補級				18		18
	巡査部長				4		4
	巡 査						
	計				23		23
海 事 職		1		2			3
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員			1			1
医 療 職(一)	医 師	6	1				7
医 療 職(二)		3	7				10
医 療 職(三)			35				35
任 期 付 職 員		4					4
合 計		43	45	3	24		115

ウ 公開選考試験実施結果（ア及びイの一部）

試験種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数(A)		受験者数(B)		受験率 (B)/(A)		第1次試験合格者数(C)		第2次試験 受験者数		最終合格 者数(D)		最終合格率 (B)/(D)	採用者数 R3.5.現在	備考
			男女計	計	短大率 高専率 その他	短大率 高専率 その他	短大率 高専率 その他	短大率 高専率 その他	短大率 高専率 その他	短大率 高専率 その他	短大率 高専率 その他	短大率 高専率 その他					
獣 医 師	10	男	3	3			100.0%						3		100.0%	2	7/5実施
		女	0	0									3		100.0%	2	
薬 劑 師	1	男	1	1			100.0%						1		100.0%	1	7/5実施
		女	0	0									1		100.0%	1	
文化財研究員 (日本中世史)	1	男	10	7	2		90.0%	4	4				1		11.1%	1	7/5実施
		女	6	6			100.0%	2	2				0		0.0%	1	
あさひ診療所 経験者看護師	1	男	16	13	2		93.8%	6	6				1		6.7%	1	7/5実施
		女	1	1			100.0%						0		0.0%	1	
障がい者対象 一般事務 (身体障がい者)	2	男	1	1	1		100.0%						1		100.0%	1	6/7実施
		女	2	1			100.0%						1		50.0%	1	
障がい者対象 一般事務 (知的障がい者)	1	男	2	1	1		100.0%						0		0.0%		1次11/1 2次:11/29
		女	3	2	2		100.0%						1		20.0%	1	
障がい者対象 一般事務 (精神障がい者)	2	男	17	6	2		76.5%	6	11	2			2		15.4%	2	1次11/1 2次:11/29
		女	6	3	2		83.3%	2	2				0		0.0%	2	
障がい者対象 学校事務	1	男	23	9	2		78.3%	8	13	2			2		11.1%	2	1次11/1 2次:11/29
		女	2	1	1		100.0%								0.0%		
障がい者対象 警察事務	1	男	2	1	1		100.0%						0		0.0%		1次11/1 2次:11/29
		女	0	0			100.0%						1		50.0%	1	
鳥 獣 対 策	1	男	2	2	1		100.0%						1		50.0%	1	1次10/18 2次:11/22
		女	0	0			100.0%						1		25.0%	1	
船 舶 乗 組 員 (機 関)	1	男	3	2	1		100.0%	2	3				1		33.3%	1	9/27実施
		女	1	1			100.0%	1	1				0		0.0%	1	
水産練習船乗組員 (航 海)	2	男	4	3	1		100.0%	3	4				1		50.0%	1	9/27実施
		女	2	1			50.0%						1		100.0%	1	
水産練習船乗組員 (機 関)	1	男	2	1	1		100.0%						1		50.0%	1	9/27実施
		女	0	0			100.0%						1		50.0%	1	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終倍率(B)/(D)	採用者数R3.5.1現在	備考					
					短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒				短大卒	短大卒			
																				計	計	計
選考試験	水産練習船乗組員(第2回航海)	1	男	1	1	1	1	1	100.0%	第2次試験なし	1	1	100.0%	1	1	10/18実施						
			女	0																		
		計	1		1	1	1	1	100.0%		1	1	100.0%	1	1							
	U・Iターナー型農業者	2	男	1	1	1	1	1	100.0%	第2次試験なし	1	1	100.0%	1	1							
			女	0																		
		計	1		1	1	1	1	100.0%		1	1	100.0%	1	1							
	U・Iターナー型経産	1	男	0	0	0	0	0		第2次試験なし												
			女	0																		
		計	0		0	0	0	0														
	U・Iターナー型経合	2	男	2	2	2	2	2		第2次試験なし												
			女	0					0													
		計	2		2	2	2	2	0.0%													
U・Iターナー型経機	1	男	0	0	0	0	0		第2次試験なし													
		女	0																			
	計	0		0	0	0	0															
合 計		31	男	54	24	0	8	12	44	13	0	4	8	25	23	10	0	3	2	15	34.1%	13
			女	21	12	0	3	4	19	7	0	1	0	8	7	1	0	0	1	2	10.5%	2
			計	75	36	0	11	16	63	20	0	5	8	33	30	11	0	3	3	17	27.0%	15

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終倍率(B)/(D)	採用者数R3.5.1現在	備考								
					短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒		短大卒	短大卒	短大卒				短大卒	短大卒						
																				計	計	計			
選考試験(知事部局)	研究員(応用化学分野)	1	男	2	2				2	1	1			0	0	0							1次: 6/28,29 2次: 8/7		
			女	1	1				1																
		計	3	3				3	3	1	1														
	研究員(デザイン分野)	1	男	2	2				2						2	0								1次: 6/28,29 2次: 8/7	
			女	2	2				2						2										
		計	4	4				4	4	3	3				4	0									
	研究員(応用化学分野)(第2回)	1	男	2	2				2	2	2				2	0								1次: 11/8 2次: 12/5	
			女	2	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33.3%	3.0	
		計	4	4	3			3	3	3	3				3	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0		
	研究員(デザイン分野)(第2回)	1	男																						1次: 11/8 2次: 12/5
			女																						
		計	0		0										0										
合 計		4	男	6	6	0	0	0	6	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			女	3	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	50.0%	2.0	
			計	9	8	0	0	0	8	4	0	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0	1	12.5%	8.0	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数R3.5.1現在	試験日
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		計	短大卒	高校卒			
看護	師	50	男	7	3	4	7	100.0%					1	1	2	3.5	1	R2.7.18
			女	38	17	19	36	94.7%	第2次試験なし			15	17	32	88.9%	24	R2.7.19	
看護(第2回)	師	20	男	4	2	2	4	100.0%					1	1	2	2.0	2	R2.11.21
			女	12	5	6	11	91.7%	第2次試験なし			3	6	9	81.8%	8		
臨床検査技師	1	1	男	4	3		3	75.0%							0	0.0%		R2.8.1
			女	3	2		2	66.7%	第2次試験なし			1		1	50.0%	1		
臨床工学技士	1	1	男	7	5		5	71.4%							1	20.0%	1	
			女	1	1	1	1	100.0%	第2次試験なし			1		1	100.0%	1		R2.8.29
理学療法士	3	3	男	17	5	11	16	94.1%					2	2	2	12.5%	2	R2.8.29
			女	9	4	5	9	100.0%	第2次試験なし			1		1	11.1%	1		
管理栄養士	2	2	男	26	9	16	25	96.2%					1	2	3	12.0%	3	R2.8.30
			女	1	1		1	100.0%	第2次試験なし					0	0.0%			R2.9.12
栄養士	1	1	男	9	6	3	9	100.0%					2	2	2	22.2%	2	
			女	10	7	3	10	100.0%	第2次試験なし			2		2	20.0%	2		
診療情報士	1	1	男	1	1	1	1	100.0%					1	1	1	100.0%	1	R2.10.3
			女	1	1	1	1	100.0%	第2次試験なし					1	100.0%	1		
合計	79	79	男	35	14	19	33	94.3%					2	5	7	21.2%	6	
			女	73	36	33	69	94.5%	第2次試験なし			24	23	47	68.1%	38		
			計	108	50	52	102	94.4%					26	28	54	52.9%	44	



# IV 給 与 業 務

## 1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は県議会及び知事に対し、令和2年10月30日、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与及び人事管理に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。また、令和2年11月11日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

### (1) 報 告

#### ア 職員給与等に関する報告

##### (ア) 職員給与等の状況について

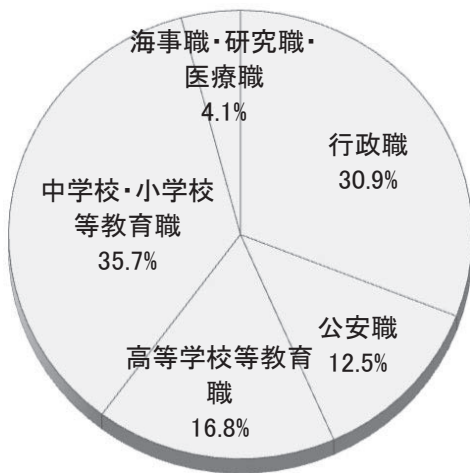
県職員の令和2年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給 料 表 別 職 員 数 等

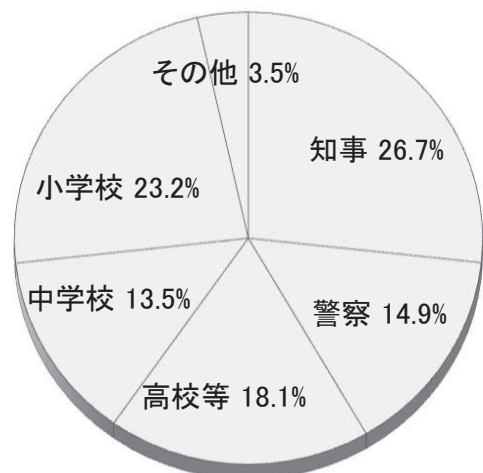
区 分 給 料 表	職 員 数		平均年齢		平均経験年数	
	令和2年	平成31年	令和2年	平成31年	令和2年	平成31年
行 政 職	人 3,711 (30.9%)	人 3,764 (31.1%)	歳 42.7	歳 43.1	年 21.1	年 21.6
公 安 職	1,497 (12.5%)	1,504 (12.4%)	38.1	38.1	17.0	16.6
海 事 職	46 (0.4%)	48 (0.4%)	36.2	37.2	16.6	17.5
研 究 職	243 (2.0%)	246 (2.0%)	41.7	42.2	18.5	18.9
医 療 職 (1)	46 (0.4%)	49 (0.4%)	40.8	41.5	17.1	17.0
医 療 職 (2)	88 (0.7%)	89 (0.7%)	41.9	41.7	18.2	17.8
医 療 職 (3)	72 (0.6%)	75 (0.6%)	39.2	39.1	16.9	17.0
高等学校等教育職	2,016 (16.8%)	2,005 (16.6%)	45.3	45.3	22.4	22.5
中学校・小学校等 教 育 職	4,282 (35.7%)	4,328 (35.7%)	45.1	45.5	22.2	22.7
合 計	12,001 (100%)	12,108 (100%)	43.3	43.6	21.1	21.4

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

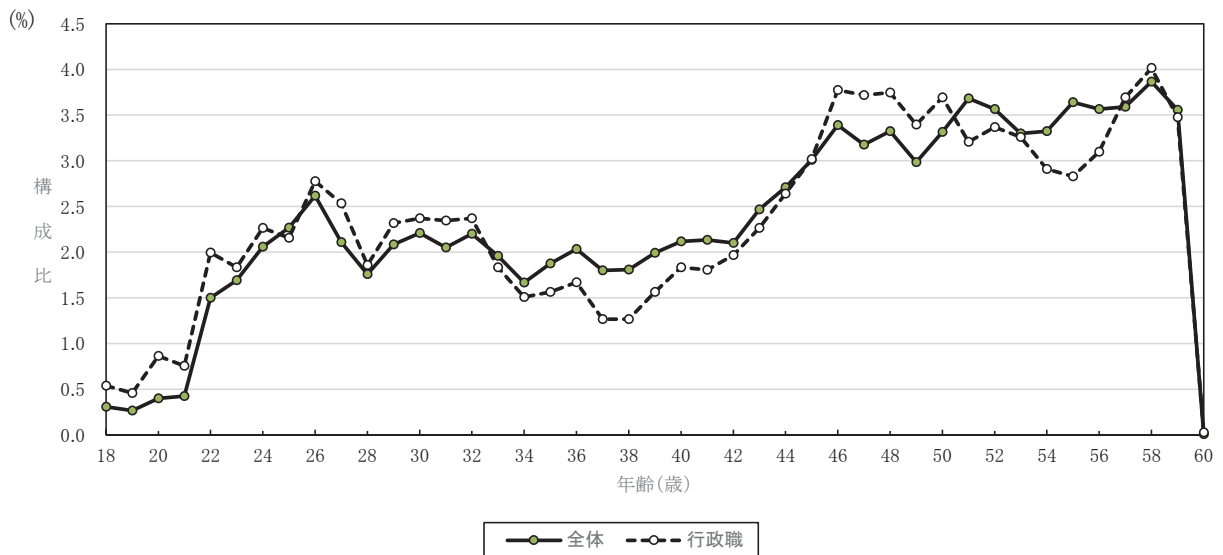
給料表別職員構成比



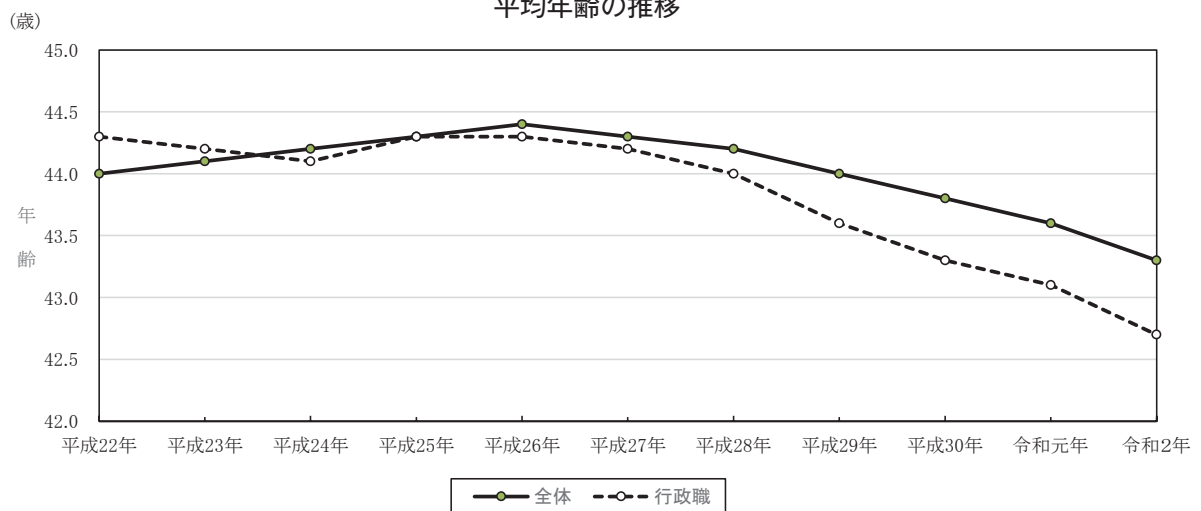
部局別職員構成比



年齢別人員構成比



平均年齢の推移



### 職員の平均給与月額の状態

区 分 項 目	全 職 員		行政職の職員	
	令和2年	平成31年	令和2年	平成31年
給 料	円 354,180	円 356,022	円 324,593	円 326,703
管 理 職 手 当	6,621	6,531	8,938	8,745
扶 養 手 当	10,184	10,333	9,729	9,897
地 域 手 当	553	580	718	737
住 居 手 当	4,836	4,575	4,292	3,925
特 地 勤 務 手 当	3,954	3,918	2,655	2,611
そ の 他	2,910	3,001	2,001	2,118
合 計	383,238	384,960	352,926	354,736

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。また、平成31年の給料には、経過措置額を含む。  
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 3 その他は、単身赴任手当等である。

#### (イ) 民間給与等の状況について

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所231のうちから層化無作為抽出法により抽出した128事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、民間事業所からの格段の理解と協力を得て、特別給等に関する調査の完了率は、89.8%と非常に高いものとなり、調査結果は、広く民間事業所の特別給の状況を反映したものと見える。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施した。この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,655人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、90.6%と非常に高いものとなっており、調

査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

① 本年の給与改定等の状況

a 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で39.3%（昨年48.8%）、高校卒で42.5%（同48.8%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で42.8%（同45.8%）、高校卒で37.6%（同46.6%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で57.2%（同54.2%）、高校卒で62.4%（同53.4%）となっている。

b 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は34.8%（昨年43.8%）、ベースアップを中止した事業所の割合は13.3%（同12.2%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は84.6%（同95.2%）、定期昇給を中止した事業所の割合は7.2%（同3.8%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が17.3%（同19.6%）、減額となっている事業所の割合が16.0%（同7.0%）となっている。

民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	34.8 (43.8)	13.3 (12.2)	1.0 (0.8)	50.9 (43.2)
課長級	27.1 (35.8)	15.1 (15.9)	1.0 (0.8)	56.8 (47.5)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 ( ) 内の数字は、昨年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	91.8 (99.0)	84.6 (95.2)	17.3 (19.6)	16.0 (7.0)	51.3 (68.6)	7.2 (3.8)	8.2 (1.0)
課長級	86.4 (91.1)	75.7 (87.3)	15.9 (19.4)	11.7 (6.0)	48.1 (61.9)	10.7 (3.8)	13.6 (8.9)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 ( ) 内の数字は、昨年の割合である。

(ウ) 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で0.1%上昇し、松江市で0.8%低下している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ163,990円、185,780円及び207,550円となっている。

(エ) 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成31年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.8であった。

本県のラスパイレス指数は98.3（平成30年98.1）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成31年4月1日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上 102未満	21
98以上 100未満	21
96以上 98未満	3
96未満	1
都道府県平均指数	99.8
鳥根県	98.3

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(-)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(オ) 人事院勧告の概要（省略）

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与

358,043円に対して職員給与は357,983円であり、職員給与が60円（0.02%）下回っている。

#### 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A - B) / B × 100)
358,043円	357,983円	60円 (0.02%)

注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

#### ② 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額4.10月分に相当していた。これは、昨年(4.13月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.15月)を0.05月分下回っている。

#### 職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
4.10月分	4.15月分	△0.05月分

#### (キ) 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

#### ① 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、定期昇給について中止や昇給額が減額となっている事業所の割合が昨年より増加していること等一部悪化の傾向が見られるものの、約5割の事業所は昇給額が昨年と比べて変化がないなど、全体としては昨年から大きな状況の変化はないものと考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記(カ)①のとおり、職員給与が民間給与を60円(0.02%)下回っているものの、ほぼ均衡している。

よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととする。

#### ② 期末手当・勤勉手当について

前記(カ)②のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.15月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.10月分)を0.05月分上回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡さ

せるよう、0.05月分引き下げることが適当と判断した。

引下げに当たっては、国と同様に民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き下げることとする。

なお、再任用職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

#### ク) その他の課題

##### ① 児童相談所に勤務する職員の処遇改善について

児童相談所に勤務する職員については、ここ数年の児童虐待相談対応件数の増加等に伴う業務量の増大や事案の複雑化、専門化等により、業務の困難性・特殊性が増している。このため、今年度から地方財政措置が拡充されたこと等を踏まえ、児童相談所の体制確保のための児童福祉司等の処遇改善に向け、特殊勤務手当の改正について検討する必要がある。

#### イ) 人事管理に関する報告

##### (ア) 新型コロナウイルス感染症への対応

本年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会や経済へ甚大な影響を及ぼし、緊急な感染症対策と広範な経済対策が講じられることとなり、本県の人事管理においても、多大な影響が生じ、これまで様々な対応に取り組んできたところである。

##### ① 人材の確保

本委員会では、2月の国の基本方針や全国一斉学校休業要請等の状況を踏まえ、3月以降に開催予定の採用ガイダンスや大学等での説明会など、集会や対面の方式による広報活動は中止し、4月の国の緊急事態宣言を受け、4月及び5月に実施予定の採用試験を延期した。

5月末の緊急事態宣言解除後、国の基本的対処方針及び県対策本部会議の方針を踏まえ、試験会場における3密（密閉・密集・密接）対策の徹底や受験者の健康確認など、厳重な感染対策を講じながら、6月以降、順次採用試験を再開し、現時点では、当初計画どおりの採用試験が実施できている。広報活動も、新たにウェブによる説明会を構築し、9月から開始したところである。

引き続き、感染状況を注視しつつ、感染対策に万全を期しながら今後の採用試験を円滑に実施するとともに、インターネットを活用した広報活動の展開に取り組むこととする。

##### ② 勤務環境等の整備

3月以降の感染拡大に伴い、困難かつリスクの高い防疫作業が生じるとともに、学校休業や自宅待機要請等への対応及び3密対策を図る勤務体制と職場環境の構築が求められるなど、職員の業務と生活に大きな影響が生じた。

このため、本県では、職員が安心して効率的に職務を行うことができるよう、国や他都道府県との均衡を踏まえつつ、感染対策に資する範囲内において、特別休暇の対象拡大、防疫作業等従事手当の改正、時差通勤制度の拡大、在宅勤務制度の導入及び職場での感染対策の徹底など、勤務条件と勤務環境の整備を行ってきたところである。

今後も、国等の対応状況を注視しつつ、必要に応じて勤務環境等の整備を図ることとする。

### ③ 業務量増加への対策

知事部局では、感染症患者発生への対応、感染症の拡大防止と医療提供体制の強化及び県内経済を守る様々な経済対策の実施など、新たな業務が生じたところである。

保健所をはじめとする関係部局・所属においては、感染対策業務の増加に伴い、本年4月以降、前年同月比で、月80時間超及び45時間超の時間外勤務を行う職員数が増加傾向にある。(注)

この業務量の増加に対して、所属を超えた応援職員の派遣を行い、全庁で業務を分担するとともに、任期付職員と会計年度任用職員を増員採用することとしている。また、加えて、計画の改定作業や実施時期を変更することが可能な事業を先送りし、全庁的な通常業務の削減を行うなど、必要な人員体制の整備と業務量の平準化に努めてきたところである。

これらの取組により、職員の健康を確保しつつ、県民の生命と生活を守る感染対策を着実に実施できる体制を維持する必要がある。

(注) 月80時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H31年4月～R元年7月：計21人 R2年4月～7月：計68人

月45時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H31年4月～R元年7月：計586人 R2年4月～7月：計700人

教育委員会では、各学校において、徹底した感染症対策を行うとともに、臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、非常勤講師、学習指導員、スクールサポートスタッフ及び業務アシスタントの追加配置等の体制強化を図っているところである。

引き続き、児童生徒等の安全と教育を受ける権利が守られるよう、適切な体制を整備する必要がある。

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の見通しがついておらず、引き続き、諸状況を注視しつつ、必要な取組を進めていく。

## (イ) 人材の確保及び育成

### ① 人材の確保

コミュニケーション能力や企画立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまで、より多様な人材が受験しやすい試験制度としてきたところである。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲等を背景に、近年、受験



者数が大幅に減少していることから、本年、大学卒業程度試験において、民間企業志望者など更に幅広く多様な層が受験できるよう、特別な公務員試験対策を要しない試験区分を創設した。

その結果、大学卒業程度試験の受験者数は、前年と比べ、38%の増となり、7年振りの増加に転じたところである。

今後も、試験区分ごとに検証を行い、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを図ることとする。

また、広報活動においては、任命権者と連携のうえ、今般のコロナ禍の下における民間企業や国等の取組を参考にインターネットの活用も進めていくこととする。

障がい者の採用については、昭和63年度から身体障がいを対象として選考試験を実施してきたが、障がい者雇用の一層の促進を図るため、一般事務については平成30年度から採用試験区分を、学校事務及び警察事務については令和2年度から受験資格を、それぞれ身体・知的・精神の3障がいに拡大したところである。

障がい者の採用にあたっては、能力発揮の支障となっている事情が改善されるよう、個々の障がい者の障がいの状態や職場の状況に応じて、合理的配慮の提供を行うことが必要である。

また、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備するとともに、同じ職場で働く者が障がいの特性に関する正しい知識の習得や理解を深めることが重要である。

任命権者においては、これらにより一層取り組み、障がい者がその能力を十分に発揮し、安心して働ける職場づくりを進める必要がある。

## ② 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高めるための人材育成がますます重要となっている。

各任命権者においては、それぞれの人材育成基本方針などにに基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に取り組んでいる。

また、新規採用職員へのメンター制（注1）の拡充や採用5年目までの職員とその上司等を対象とした研修（注2）の新設など、若手職員の育成の強化が図られているところである。

今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

（注1）新規採用職員など後輩職員（メンティ）に対して、良き相談相手となる先輩職員（ンター）が、業務に関することのほか、精神的なサポートも行う制度

（注2）「若手職員育ち方研修（1年～5年目職員対象）」、「若手職員育て方研修（1年～5年目職員の上司等対象）」などを実施

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成28年4月に施行された平成26年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

改正法の施行後4年半が経過し、職種による差はあるものの他の都道府県の全て又は大多数では、評価結果が勤勉手当・昇給に活用されており、本県においても既に人事評価が実施されていることから、早急に評価結果を勤勉手当・昇給に活用する必要がある。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、一部の任命権者を除き、本年1月には、勤勉手当に加えて昇給にも活用が図られているところである。

本委員会としては、引き続き、活用が進んでいない任命権者に対し、評価結果の勤勉手当・昇給への活用に向けた取組を確認し、助言等を行うとともに、取組の状況に応じた必要な対応について検討を行う。

(エ) 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

① 長時間勤務の是正

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

a 働き方改革の一層の推進

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月45時間、年360時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるが、上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとした。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組みが強化され、更なる業務量の削減、業務の効率化及び平準化の業務改革が推し進められている。（注1）

また、勤務間インターバルの確保、36協定又はこれに準じた確認書の締結、勤務時間の適正把握、テレビ会議システムの導入、サテライトオフィスの設置、AI・RPA（注2）の活用推進などの取組も行われている。

これらの取組により、令和元年度は、対前年度比で月80時間超の時間外勤務を行う職員数が約6割、月45時間超の時間外勤務を行う職員数が約1割、それぞれ減少したところである。（注3）

本委員会としては、上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

（注1）業務量の削減及び業務の効率化 … これまでも不断の見直しを図ってきたが、令和元年度に改めて業務スクラップ（業務の外部委託・集約化、会議・調査・資料作成等の廃止・縮小、制度・様式等の簡素化など）を一斉に実施  
業務の平準化 … 一時的・突発的な業務の発生に対して、所属を超えた当該業務経験者の派遣により対応する制度を創設（平成31年1月）

（注2）AI（人工知能）：データベースに蓄積された情報をもとに、機械が人間の知的活動を再現する技術。非定型業務（企画、分析、提案等）など判断が必要な業務の処理が可能

RPA（ロボティックプロセスオートメーション）：ソフトウェア型のロボットが、パソコンを操作してアプリケーションを扱う各種業務を代行し、デスクワークを効率化・自動化する技術。定型的、反復的、大量の処理件数がある単純作業の処理が可能

（注3）月80時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H29：326人 H30：202人 R元：74人

月45時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H29：2,106人 H30：2,141人 R元：1,916人

#### b 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、本委員会が平成28年・29年に実施した学校現場における意見交換会において、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を、平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し、令和元年度以降3年間を重点期間として、長時間勤務の是正等に向けた総合的な取組を行っている。

「教職員の働き方改革プラン」では、月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安を原則月45時間（原則年360時間以内）とし、具体的な取組を掲げ、月あたり平均の数値目標を段階的に3年以内に達成することとしている。

「部活動の在り方に関する方針」では、中学校と高等学校における適切な休養日・活動時間の設定の基準などを示し、各学校等において必要な見直し等を進めている。

また、これまで、教育職員の負担軽減を図るため、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）及び業務アシスタント（高等学校）並びに部活動指導員及び地域指導者の配置が拡充され、中山間地域・離島の県立高校に主幹教諭等を加配するなどの取組が行われている。

これらの取組により、令和元年度の月あたり平均時間外勤務時間数は、目標である月55時間を上回ってはいるものの、全校種の平均で月58.0時間となり、前年度から7.1時間減少したところである。（注）

本年3月には、「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が改正され、「県立学校の教育職員の業務等の適切な管理に関する規則」が制定された。

この規則では、教育職員の時間外在校等時間を月45時間、年360時間（特別な事由による場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内）を上限として規定し、この上限時間数を超えないように、教育委員会が教育職員の業務の量の適切な管理を行うこととされている。

令和元年度の実績を十分に踏まえ、数値目標の達成に向け、必要な検証や見直しを行い、実効性のある対策を進めていく必要がある。

また、新たな規則の制定を踏まえ、長時間勤務の是正を更に図る必要がある。

（注）教職員一人当たり月平均時間外勤務の状況（R元年度の目標55.0時間）

小学校	H30年度：64.6時間	R元年度：60.1時間	▲4.5時間
中学校	H30年度：75.1時間	R元年度：68.0時間	▲7.1時間
高等学校	H30年度：75.8時間	R元年度：66.4時間	▲9.4時間
特別支援	H30年度：43.5時間	R元年度：34.5時間	▲9.0時間
全校種	H30年度：65.1時間	R元年度：58.0時間	▲7.1時間

## ② 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

昨年5月、知事を本部長とする「女性活躍推進本部」及び「女性活躍推進統括監」が設置され、部局横断的に女性の活躍を図る施策等の検討が進められてきた。

本年3月、これまでの特定事業主行動計画を改定し、令和6年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を發揮できる職場づくり推進計画－島根県特定事業主行動計画－」が策定された。

改定後の計画では、女性活躍推進の体制強化と施策の推進を図り、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし發揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として掲げている。

女性活躍推進については、女性管理職の割合などの数値目標を定め、女性職員が希

望する働き方を選択し、意欲を持って働くことのできる職場環境づくりや、キャリア形成の支援などの取組を進めることとしている。

仕事と生活の両立支援については、男性職員の育児休業取得率などの数値目標を定め、職員自身や上司の意識改革、休暇制度等の周知徹底、休業等取得期間中の業務継続体制の確保などの取組を進めることとしている。

その一つとして、本年から、知事を始め管理職員が、部下のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた自らの行動について、「イクボス宣言」を行い、実践する取組が開始されている。

今後は、計画に掲げた「目指す姿」の実現と数値目標の達成に向けて、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していくことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを感じながら活躍することができ、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、進捗状況を十分注視する。

### ③ 柔軟な働き方等への取組

本県では、これまでも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、本年4月から、年次有給休暇の取得日数の目標値が、年13日から年15日に引き上げられた。

また、より柔軟な働き方が可能となるよう、令和元年8月から時差出勤勤務制度が導入され、通勤時間の短縮や、自己啓発、地域活動等の時間の確保などの効果が生じている。

引き続き、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、国や他の都道府県の動向を注視しながら、柔軟な働き方を可能とする在宅勤務制度の導入等についても、検討を進める必要がある。

### ④ メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。とりわけ、長期の休暇・休職者の中で精神疾患による職員の割合が高い状況にあることから、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っており、労働安全衛生法の規定に基づき、ストレスチェック制度も運用されているところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

### ⑤ ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪

化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

令和元年6月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）」が改正され、パワーハラスメント防止措置を事業主の義務とするなど、ハラスメント防止対策を強化する法整備が行われたところである。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関して、指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組を行ってきたが、法改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、更に苦情相談体制の充実・強化など対策の強化を図ることとした。体制の強化に加え、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

#### (オ) 定年の引上げ

国家公務員及び地方公務員の定年引上げについては、本年3月に「国家公務員法等の一部を改正する法律案」及び「地方公務員法の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、成立には至らなかったところである。

このため、本年の人事院勧告において、定年の引き上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、引き続きの要請が行われたところである。

本県では、平成26年度から新たな再任用制度を開始しており、本年4月1日現在の再任用職員数は510人（行政職173人）で平成25年4月1日現在と比較して465人（行政職167人）増加している。

本県においても、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用する必要性については、国と同様の状況にあることから、今後の政府・国会等の動きを十分に注視しつつ、職員の定年の引き上げについて遅滞なく適切に対応できるよう検討を進める必要がある。

#### ウ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中において、職員は、行政サービスを安定的に提供し、県民の安全・安心を確保するため、日々職務に全力で取り組んでいる。給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

## (2) 勸 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

### (ア) 期末手当について

#### ① 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.15月分（特定管理職にあつては、0.95月分）とすること。

再任用職員については、期末手当の支給割合を0.575月分（特定管理職にあつては、0.475月分）とすること。

#### ② 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.175月分ずつ（特定管理職にあつては、それぞれ0.975月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分（特定管理職にあつては、0.5月分）とすること。

### イ 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、アの（ア）の②については、令和3年4月1日から実施すること。

## 2 給与の支払監理の実施状況

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員に対する給与の支払監理を行った。本年度は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員等の特殊勤務手当の支給に関する条例・規則が制定されたことから、当該手当の支給が適切に行われているかを確認し、支給額に誤りがないことを確認した。ただし、一部の任命権者に対しては、総務事務システムへの入力に関し、職員に再度周知を行うよう依頼した。

### 3 給与関係規則等の制定及び改正の状況

令和2年度中における状況は次のとおりである。

#### ○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R2.4.30	第18号	公布日	・通勤手当の返納及び支給単位期間の取扱いの改正
R3.3.31	第5号	R3.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

#### ○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R3.3.31	第6号	R3.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

#### ○ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R3.3.19	第4号	R3.4.1	・会計年度任用職員の報酬の算定方法の改正

#### ○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R2.4.30	第19号	公布日	・通勤手当の返納及び支給単位期間の取扱いの改正

#### ○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R2.6.30	第21号	R2.7.1	・防疫作業等従事手当の対象となる疾病名の変更
R3.3.31	第8号	R3.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正



- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する規則（新設）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R2.6.30	第22号	公布日 (R2.2.1)	・新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の規定に基づく制定

- 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（新設）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R2.6.30	第23号	公布日 (R2.2.1)	・新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づく制定

- 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R3.3.19	第3号	R3.3.25	・警察組織の改正等に伴う改正

# V 公平審査等業務

## 1 公平審査事案の処理

### (1) 不利益処分についての審査請求の審査

#### ア 県関係

令和2年度中に取り扱った事案はなかった。

#### イ 受託団体関係

令和2年5月28日付けで、教育委員会事務局職員から懲戒戒告処分の取消しを求めてなされた審査請求について、令和2年11月19日付けで棄却した。

### (2) 勤務条件に関する措置要求の審査

#### ア 県関係

令和2年度中に取り扱った事案はなかった。

#### イ 受託団体関係

令和2年度中に取り扱った事案はなかった。

### (3) 苦情処理に関する事項

#### ア 県関係

令和2年度中に取り扱った苦情相談は4件であった。

#### イ 受託団体関係

令和2年度中に取り扱った苦情相談は2件であった。

	区 分	県 関 係	受託団体関係	合 計
件 数	前年度からの繰越し			
	新 規	4	2	6
	計	4	2	6
相 談 区 分	転 任	1		1
	ハラスメント	2	2	4
	そ の 他	2		2
	計	5	2	7
処 理 状 況	制度説明及び助言	1	1	2
	当局への伝達	3	1	4
	計	4	2	6
	次年度に繰越し			

※相談区分には1事案につき複数計上しているものがあるので、件数及び処理状況の数値と一致しない場合がある。

※これらのほか、企業職員等（人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員）から1件の相談があった。

### (4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査

令和2年度中に取り扱った事案はなかった。

## 2 職員団体等関係事務

### (1) 職員団体の登録

#### ア 県 関 係

令和2年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得 申出の有無	事務所所在地	令和2年度 変更内容 (変更登録年月日)
1	島根県高等学校教職員組合	S41.9.20	有	松江市母衣町55-2 島根県教育会館内	役員改選 (R2.4.13)
2	島根県職員労働組合	S41.9.20	有	松江市殿町1 島根県庁内	
3	島根県教職員組合	S41.9.20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	
7	島根県教職員協議会	S55.3.26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (R2.4.24)
8	島根教職員組合	H2.1.26	有	松江市母衣町55-2 教育会館1F	
9	島根県学校事務職員労働組合	H2.5.21	無	松江市浜乃木二丁目8番20号	役員改選 (R2.5.20)
56	島根県非常勤職員労働組合	R2.7.21	無	松江市殿町1番地	

#### イ 受託団体関係

令和2年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得 申出の有無	事務所所在地	令和2年度 変更内容 (変更登録年月日)
16	西ノ島町職員組合	S51.5.20	無	隠岐郡西ノ島町浦郷534 西ノ島町役場内	役員改選 (R2.10.20)
18	知夫村職員組合	S52.10.31	無	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内	役員改選 (R2.4.28)
31	邑智郡総合事務組合職員労働組合	H7.12.20	無	邑智郡川本町大字川下 3083-6 邑智郡総合事務組合内	役員改選 (R3.2.15)
33	海士町職員組合	H8.7.31	無	隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内	役員改選 (R2.11.12)
40	隠岐広域連合職員組合	H11.11.18	無	隠岐郡隠岐の島町城北町 355 隠岐広域連合立隠岐病院内	役員改選 (R2.8.6)
45	隠岐の島町職員組合	H17.1.7	無	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場内	規約改正 役員改選 (R2.10.20)

46	邑南町職員組合	H17. 2 .22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	役員改選 (R 3 . 2 . 5)
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4 .11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場赤名庁舎内	役員改選 (R 3 . 1 .27)
49	川本町職員組合	H17. 9 .30	無	邑智郡川本町大字川本 271- 3 川本町役場内	役員改選 (R 3 . 1 .27)
51	自治労奥出雲町職員組合	H17.12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358- 1 奥出雲町役場仁多庁舎内	
52	美郷町職員組合	H19. 3 .30	無	邑智郡美郷町粕淵168 美郷町役場内	役員改選 (R 3 . 1 .13)
53	津和野町職員組合	H24. 7 .11	無	鹿足郡津和野町日原54-25 津和野町役場内	役員改選 (R 3 . 2 .12)
54	吉賀町職員労働組合	H25. 9 .11	無	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内	役員改選 (R 2 . 6 .15)
55	雲南市・飯南町事務組 合職員組合	H27.10. 2	無	雲南市加茂町三代1331- 1 雲南市・飯南町事務組合雲南 エネルギーセンター内	規約改正 役員改選 (R 2 . 8 .25)

(2) 職員団体等の規約の認証

令和2年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、令和2年度末における認証状況は次のとおりである。

団 体 名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S54.11.29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県 関 係

令和2年度中における管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R 3 . 3 .31	第7号	R 3 . 4 . 1	・組織改正等に伴う改正

イ 受託団体関係

令和2年度中における島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正した公共団体名	改正の概要
R2.4.28	第16号	公布日	邑智郡公立病院組合	・組織改正等に伴う改正
R2.5.7	第20号	公布日	雲南市・飯南町事務組合	・管理職員等の範囲を指定

### 3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規程により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。

県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

令和2年度末における号別区分は次のとおりである。

○ 事業所

号別区分	事業所名	監督機関
第1号	宍道湖流域下水道事務所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所（6） 県土整備事務所土木事業所（3） 県土整備事務所事業所（1） 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課（緑化センター管理スタッフ）	労働基準監督署
第7号	畜産技術センター育種改良部	労働基準監督署
第11号	水産技術センター附属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力安全対策課原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 農畜産課家畜病性鑑定室 病虫害防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校（35） 特別支援学校（12） 警察学校	人事委員会
第13号	松江市・島根県共同設置松江保健所 保健所（6） 隠岐保健所（島前地域危機管理担当・島前保健環境課） 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎（8）	労働基準監督署

区分 されない 事業所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁（県土整備局、保健所を除く） 県民センター（2） 県民センター事務所（4） 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所（4） 農林振興センター（2） 農林振興センター事務所（4） 家畜保健衛生所（4） 水産事務所（2） 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所（5） 警察本部 警察署（12） 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局	人事委員会
-------------------	---	-------

○ 船 舶

号別区分	船名（総トン数、船員の労務管理をする事務所）	監督機関
第12号	島根丸（142.0トン、水産技術センター） やそしま（9.10トン、内水面浅海部浅海科） 神海丸（699.0トン、教育庁本庁（学校企画課）） あわしま（19.00トン、浜田水産高校） みこしま（19.00トン、隠岐水産高校）	人事委員会
区分 されない 事業所	せいふう（125.0トン、知事部局本庁（水産課）） うらかぜ（20.0トン、浦郷警察署）	人事委員会

【参考】労働基準法別表第1による事業

- 第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 第10号 映画の制作又は映写、演劇その他興行の事業
- 第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 第12号 教育、研究又は調査の事業
- 第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

令和2年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ ボイラーの設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	電熱面積
自治研修所	鑄鉄製前後組合せ型（温水）	第59号	30m	8.66㎡
計 1事業所	1基			

○ 第一種圧力容器の設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隠岐水産高校	蒸煮器（円筒型）	第106号	3.0kg/cm <sup>2</sup>	2.07m <sup>3</sup>
邇摩高校	蒸煮器（円筒型）	第76号	2.0kg/cm <sup>2</sup>	0.56m <sup>3</sup>
農林大学校	蒸煮器（横置円筒型）	第86号	2.0kg/cm <sup>2</sup>	0.64m <sup>3</sup>
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第72号	2.0kg/cm <sup>2</sup>	0.58m <sup>3</sup>
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第105号	3.0kg/cm <sup>2</sup>	0.64m <sup>3</sup>
松江農林高校	蒸煮器（角横型）	第102号	1.2kg/cm <sup>2</sup>	1.65m <sup>3</sup>
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第103号	3.0kg/cm <sup>2</sup>	0.63m <sup>3</sup>
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第104号	3.0kg/cm <sup>2</sup>	0.135m <sup>3</sup>
浜田水産高校	殺菌器	第114号	0.50MPa	0.61m <sup>3</sup>
浜田水産高校	殺菌器	第115号	0.29MPa	0.28m <sup>3</sup>
益田翔陽高校	滅菌器（角型）	第98号	1.3kg/cm <sup>2</sup>	1.548m <sup>3</sup>
矢上高校	蒸煮器（円筒型）	第101号	2.0kg/cm <sup>2</sup>	0.24m <sup>3</sup>
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第107号	0.098MPa	0.313m <sup>3</sup>
産業技術センター	高圧調理殺菌装置	第108号	0.59MPa	0.246m <sup>3</sup>
中山間地域研究センター	加熱器	第111号	2.45MPa	0.171m <sup>3</sup>
中山間地域研究センター	加熱器	第112号	2.94MPa	0.015m <sup>3</sup>
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレーブ	第116号	1.96MPa	0.104m <sup>3</sup>
計 11事業所	17基			

(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況

労働基準法及び労働安全衛生法に規定された職員の勤務条件等に係る基準の遵守状況、職員の勤務の実態等を調査することにより、その実態を把握し、労働関係法令の適正な履行を図るとともに、この調査の過程を通して、制度の趣旨や規制の内容、事業場の長としての責

務などの周知を図り、事業場の主体的な取組を促進し、もって職員の勤務条件の改善及び職場の安全衛生の確保の推進を図ることを目的として平成26年度から、各事業場の実態調査を実施している。

令和2年度においては、人事委員会が労働基準監督権限の職権行使をするすべての事業場について台帳調査を実施した。そのうち危険な業務又は有害な業務のある事業場の一部について実地調査を実施した。

○調査時期 令和3年1月から3月にかけて実施

○対象事業場 知事部局の地方機関6事業場、県立高校6事業場

○調査事項 クレーンやボイラーの取扱等の危険な業務、有機溶剤や特定化学物質の取扱等の有害な業務について、法令に従い必要な措置を講じているか調査を実施。

#### 4 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

令和2年度中における状況は、次のとおりである。

○ 職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
R3.3.19	第1号	R3.4.1	・1時間単位の生理休暇制度導入に伴う改正

○ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
R3.3.19	第2号	R3.4.1	・1時間単位の生理休暇制度導入に伴う改正

○ 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
R2.4.30	第17号	R2.4.1	・国の取扱い変更を踏まえ、「妊娠中の通勤緩和」等の無給休暇を有給休暇に改めることに伴う改正



## (参 考)

## 1 歴代人事委員会委員と在任期間

(令和3年4月1日現在)

氏 名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
中 田 敏 哉	S26.6.5 ~ S27.3.31 (1期)	S26.6.5 ~ S27.3.31 (1)
新 宮 保 重	S26.6.5 ~ S28.6.4 S28.7.1 ~ S30.4.19 (2期)	S27.4.1 ~ S28.6.4 (2)
松 田 賢 吉	S26.6.5 ~ S29.6.4 S29.6.5 ~ S31.9.30 (2期)	S28.7.6 ~ S29.7.7 (3) S30.7.7 ~ S31.7.6 (5)
手 銭 白三郎	S27.4.1 ~ S30.6.4 S30.7.6 ~ S34.7.5 (2期)	S29.7.8 ~ S30.6.4 (4) S32.7.5 ~ S33.7.14 (7)
太 田 直 行	S30.5.19 ~ S32.6.30 S32.7.1 ~ S36.6.30 (2期)	S31.7.7 ~ S32.6.30 (6) S34.7.15 ~ S35.7.20 (9)
柳 幸 大 資	S31.10.1 ~ S33.6.4 S33.6.25 ~ S37.6.24 (2期)	S33.7.15 ~ S34.7.14 (8) S36.10.1 ~ S37.6.24 (11)
片 山 義 雄	S34.7.8 ~ S36.9.30 (1期)	S35.7.21 ~ S36.9.30 (10)
安 食 義 憲	S36.7.1 ~ S39.2.1 (1期)	S37.7.19 ~ S38.7.25 (12)
岩 田 維 保	S36.10.1 ~ S38.2.3 (1期)	
遠 藤 剛 一	S37.7.14 ~ S41.7.13 (1期)	S38.7.26 ~ S41.7.13 (13)
大 井 修 一	S38.2.23 ~ S38.7.7 S38.7.8 ~ S41.4.7 (2期)	
大 島 六次郎	S39.3.1 ~ S40.6.30 S40.7.1 ~ S44.6.30 (3期) S44.7.1 ~ S46.9.29	S41.9.1 ~ S44.6.30 (14) S44.7.4 ~ S46.9.29 (15)
高 橋 定 一	S41.7.1 ~ S42.7.7 S42.7.8 ~ S46.7.7 (3期) S46.7.10 ~ S50.7.9	S46.10.13 ~ S50.7.9 (16)
武 井 正 臣	S41.9.1 ~ S45.8.31 (1期)	
堀 江 珪 一	S45.10.8 ~ S49.10.7 (1期)	
山 田 政 治	S46.10.1 ~ S48.6.30 S48.7.3 ~ S52.7.2 (2期)	
三 代 良 信	S49.10.9 ~ S53.10.8 (1期)	S50.7.14 ~ S53.10.8 (17)
兼 折 博	S50.7.10 ~ S54.7.9 (1期)	S53.10.11 ~ S54.7.9 (18)
森 脇 孝	S52.7.3 ~ S56.7.2 S58.7.26 ~ S62.7.25 (3期) S62.7.26 ~ S63.5.15 (死亡)	S54.8.1 ~ S56.7.2 (19) S61.10.13 ~ S62.7.25 (24)
高 橋 正 夫	S53.10.9 ~ S57.10.8 (1期)	S56.7.3 ~ S57.10.8 (20)

氏 名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
北 川 泉	S54.7.26 ~ S58.7.25 (1期)	S57.10.9 ~ S58.7.25 (21)
田 江 武 彦	S56.7.3 ~ S60.7.2 S60.7.5 ~ H1.7.4 (2期)	S58.8.2 ~ S60.7.2 (22) S62.7.28 ~ S63.12.22 (25)
脇 坂 才 夫	S57.10.9 ~ S61.10.8 (1期)	S60.7.5 ~ S61.10.8 (23)
星 野 春 雄	S61.10.9 ~ H2.10.8 (1期)	S63.12.23 ~ H2.10.8 (26)
中 村 寿 夫	S63.7.15 ~ H3.7.25 H3.7.26 ~ H7.7.25 H7.7.26 ~ H11.7.25 H11.7.26 ~ H15.7.25 (8期) H15.7.26 ~ H19.7.25 H19.7.26 ~ H23.7.25 H23.7.26 ~ H27.7.25 H27.7.26 ~ R元.7.25	H2.10.8 ~ H3.7.25 (27) H3.7.29 ~ H4.2.20 (28) H6.10.31 ~ H7.10.3 (30) H10.8.4 ~ H13.3.31 (32) H14.10.25 ~ R元.7.25 (34)
丸 磐 根	H1.7.5 ~ H5.7.4 (1期)	
長谷川 博 憲	H2.10.9 ~ H6.10.8 (1期)	H4.2.21 ~ H6.10.8 (29)
竹 内 宇右衛門	H5.7.8 ~ H7.5.15 (1期) (死亡)	
大 澤 亮 三	H6.10.11 ~ H10.10.10 (1期)	H7.10.4 ~ H10.8.3 (31)
山 本 隆 志	H7.7.5 ~ H9.7.7 (2期) H9.7.8 ~ H13.7.7	
吉 岡 瑩	H10.10.11 ~ H14.10.10 (1期)	H13.4.1 ~ H14.10.10 (33)
池 淵 功 二	H13.7.8 ~ H17.7.7 (1期)	
後 藤 美 利	H14.10.11 ~ H18.10.10 (1期)	
林 興 平	H17.7.8 ~ H21.7.7 (1期)	
清 原 茂 治	H18.10.11 ~ H22.10.10 (1期)	
猪 野 郁 子	H21.7.8 ~ H25.7.7 (2期) H25.7.8 ~ H29.7.7	
永 田 伸 二	H22.10.11 ~ H26.10.10 (1期)	
本 間 恵美子	H26.10.11 ~ H30.10.10 (2期) H30.10.11 ~ 現在	R元.7.26 ~ 現在 (35)
長谷川 眞 二	H29.7.8 ~ 現在	
丑久保 和 彦	R元.7.26 ~ 現在	

## 2 委員会の構成

(令和3年4月1日現在)

職	氏名	任期	
委員長	本間 恵美子	平成30年10月11日～ 令和4年10月10日	(元)公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長
委員 (委員長職務代理者)	長谷川 眞二	平成29年7月8日～ 令和3年7月7日	(元)鳥根県地域振興部長
委員	丑久保 和彦	令和元年7月26日～ 令和5年7月25日	弁護士

## 3 事務局職員名簿

(令和3年4月1日現在)

職名	氏名	現所属発令年月日
事務局 長	松本 洋子	令和3年4月1日
企画課 長	稲場 康志	令和2年4月1日
任用グループリーダー	栗山 政和	令和2年4月1日
主任	三宅 理恵	令和2年4月1日
主任	石原 沙也子	平成31年4月1日
主任(再任用)	森 脇 幸	令和3年4月1日
主 事	竹内 崇人	令和3年4月1日
給与グループリーダー	川島 輝紀	令和2年4月1日
企画員	鳥谷 陽子	令和2年4月1日
主任	田邊 美緒	平成31年4月1日
主 事	板倉 卓	令和2年4月1日
主事(育休代替)	石橋 裕子	令和2年11月1日

令和2年度人事委員会年次報告書

発行日 令和3年7月

編集・発行 島根県人事委員会事務局  
松江市殿町8番地